

地方外交推進支援業務仕様書

この仕様書は、本県が友好交流提携や MOU 締結を行った海外の都市をはじめ、本県の地方外交において重要なターゲットである国、地域などとの交流を深化・加速させるため、国際儀礼や訪問団のニーズを踏まえつつ、「海外からの訪問団受入れ」、「本県からの訪問団派遣」、「各種プロモーション」を実施する「地方外交推進」に係る業務に関して定める。

1 業務内容

- (1) 海外からの訪問団（駐日外国公館からの訪問を含む）の受入れに必要な移動手段、食事、通訳・翻訳、視察等の手配
- (2) 本県からの訪問団派遣に必要な移動手段、海外旅行傷害保険及び通信機器等の手配
- (3) 「地域の魅力や政策、統計情報」の比較といった、双方の交流を効果的かつ効率的に進め、訪問団のニーズ等にも対応できる多言語資料の作成
- (4) その他、事業実施に付随する業務

2 企画見積条件

(1) 訪問団受入れ

① 想定している訪問団の地域、時期、本県滞在日数、人数

（ベトナムの省）	令和 7 年 1 1 月の平日、2 泊 3 日、2 0 人
（ベトナムの駐日公館）	令和 7 年 1 1 月の平日、1 泊 2 日、5 人
（タイの駐日公館）	令和 7 年 1 2 月の平日、1 泊 2 日、5 人
（中国・湖南省）	令和 7 年 1 2 月の平日、1 泊 2 日、1 0 人
（韓国・済州特別自治道）	令和 8 年 1 月の平日、2 泊 3 日、2 0 人

※今後の調整により、変更になる場合がある。

② 移動手段の手配

訪問団が県内で乗車する車両 1 台を手配すること。

- (ア) 使用する車両は、訪問団の移動に適した規格のものとする。
- (イ) 発着場所については、徳島市内のホテルを想定すること。
- (ウ) 添乗員の手配は不要である。
- (エ) 事故等の不測の事態に遭遇しても、訪問団の安全確保を最優先に対応すること。
- (オ) 経費については、滞在日数分（1 日当たり 1 1 時間）を見積もること。

③ 通訳・翻訳の手配

- (ア) 各訪問団の受入れに際して、各訪問団の母国語で、専門用語にも問題なく対応できるハイレベル（国際会議での逐次通訳に対応できるレベルを想定）の通訳 1 名を手配すること。
- (イ) 徳島県への交通費や宿泊が必要な場合は経費に含めること。
- (ウ) 経費については、滞在日数分（1 日当たり 1 1 時間）を見積もること。
- (エ) 各訪問団受入れに必要な資料等の翻訳を行うこと。
なお、翻訳文字数は一つの訪問団当たり、日本語で 3, 0 0 0 文字として見積もること。

④ 食事の手配

- (ア) 訪問団及び通訳者について、食事を手配すること。
なお、食事内容については、本県の食の理解促進につながる内容を提案すること。
- (イ) 1 人当たりの食事代金は、次のとおり見積もること（飲物込み）。
 - ・昼食 3, 0 0 0 円（税込）/人
 - ・夕食 1 0, 0 0 0 円（税込）/人
- (ウ) 食事場所は、県と協議の上で決定し、予約及びそれらの代金支払を行うこと。
- (エ) 経費については、2 泊 3 日の場合は昼食 3 回・夕食 2 回、1 泊 2 日の場合は昼食 2 回・夕食 1 回で見積もること。

⑤ 視察の手配

想定している訪問団のニーズ、各国の嗜好及び観光誘客、輸出、海外展開支援、外国人材確保、国際交流といった本県の地方外交政策を踏まえ、県の魅力を伝えることができる視察先候補を1日当たり2箇所ずつ提案するとともに、実際の予約、利用料等の支払を行うこと。

⑥ 記念品の手配

想定している訪問団のニーズ、各国の嗜好及び本県の重要政策を踏まえ、県の魅力を伝えることができる記念品を提案し、用意すること。なお、記念品代については、一人当たり3千円（税込み）以内で見積もること。

⑦ 宿泊の手配

- (ア) 想定している訪問団のニーズ、各国の嗜好を踏まえた県内の宿泊先を提案するとともに、実際の宿泊を手配すること。
- (イ) 宿泊先については、徳島市内とする。
- (ウ) 一人一部屋とし、バス、トイレ付き、禁煙とする。
- (エ) 送迎を行うため、安全に乗車・降車できる停車スペース等を考慮すること。
- (オ) 経費については、1泊当たり一人2万円（税込み）以内で見積もること。

⑧ 資料の作成

- (1) 各訪問団の受入れに際して、行程や視察先の情報、食事のメニューに加え、本県の情報などを盛り込んだ旅のしおりを作成すること。
- (2) 本県と相手方の国、地域の人口や面積のみならず、似通っている点や相違がある点などの比較が可能な分かりやすい資料の企画を提案するとともに、作成すること。

⑧ その他

上記の他、県と協議の上、必要な手配及び代金の支払いを行うこと。

(2) 訪問団の派遣

① 想定している訪問団

ドイツ・ニーダーザクセン州への依存症対策専門家等訪問団

② 日程

令和8年3月4日に本県出発、3月10日に本県到着とする。ただし、今後の調整により変更になる場合がある。

③ 派遣人数

ドイツ・ニーダーザクセン州への依存症対策専門家等訪問団については、派遣人数は6名とする。ただし、今後の調整により変更になる場合がある。

④ 移動手段の手配

- (ア) 徳島県ードイツ・ハノーファー間の往復航空券（エコノミー）を6名分手配すること。
- (イ) 経済的かつ安全な手段での移動を考慮すること。
- (ウ) 航空券代金の積算は4名分とする。
- (エ) フライト遅延、欠航等の不測の場合に当たっても、訪問団が予定どおりドイツでの用務に参加し、無事に帰国できるよう、可能な限り対処すること。

⑤ 海外旅行傷害保険の手配

- (ア) 渡航及び滞在中の事故に備えて、派遣者4名に対する海外旅行傷害保険の手配を行うこと。
- (イ) 契約タイプは、治療救援費用が無制限で最も安価なものとする。
- (ウ) 保険者の中に、旅行出発日時点での年齢が14歳以下である者及び70歳以上である者はいないという条件で見積もること。

⑥ 通信手段の手配

ドイツ（ニーダーザクセン州）において利用可能な Wi-Fi を 2 台手配すること。

⑦ 記念品の手配

訪問先のニーズ、嗜好及び本県の重要政策を踏まえ、県の魅力を伝えることができる記念品を提案し、用意すること。なお、記念品は 15 名分用意することとし、一人当たり 3 千円（税込み）以内で見積もること。

⑧ 説明資料の作成

派遣者に配付する渡航スケジュール、ドイツ及びニーダーザクセン州の基本情報、滞在中の注意事項等に関する資料を作成すること。

⑨ その他

上記の他、県と協議の上、必要な手配及び代金の支払いを行うこと。

3 その他

- （１）やむを得ず、日程等の一部が変更となる場合等があるため、業務実施にあたっては、徳島県と受託事業者が十分協議しながら進めることとする。
- （２）本事業を行う上で取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例を守り、適正に取り扱うこと。
- （３）自然災害や疫病の流行など、又はそれに準じる事態により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに協議すること。
- （４）本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。

4 連絡先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県知事戦略局 坂東

TEL : 088-621-2102 FAX : 088-621-2820

E-mail : chijisenryakukyoku@pref.tokushima.lg.jp